

令和4年度春日市副食費補足給付 補助金についてのお知らせ



春日市では、世帯の収入等の基準を満たす児童に対して、副食費（主食を除くおかず等の費用）に係る補助を行っています。

1 補助対象児童

春日市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている児童（幼稚園に入園している場合は、原則として全員認定）のうち、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合が対象となります。

（1）世帯の市町村民税の所得割額が 77,101 円未満であること。

なお、補助対象月によって、参照年度（計算の根拠となる課税年度）が異なります。

補助対象月	参照年度
令和4年4月から令和4年8月まで	令和3年度課税額 (令和2年1月から12月までの収入から算定)
令和4年9月から令和5年3月まで	令和4年度課税額 (令和3年1月から12月までの収入から算定)

※ 所得割額 77,101 円の目安として、年収360万円未満程度と国が示していますが、控除等の状況により税額は異なります。

※ 9月に参照年度が切り替わるため、8月まで対象だった児童が9月から対象外となる（またはその逆となる）場合があります。

（2）小学校3年生以下の兄弟が2人以上いること。ただし、未就学の兄弟の場合は、幼稚園及び保育所等の利用者のみを数える。

（3）保護者が市町村民税を課されない者に準ずる者であること（子ども・子育て支援法施行令第15条の3第2項の規定に基づく）。

2 補助対象期間

令和4年4月から令和5年3月まで

※ 上記期間の途中で転入・転出をした場合は、春日市に住民登録（外国人登録）がある月（ただし、転入前または転入後に居住する市町村から副食費に係る補助を受けている月を除く。）のみが対象となります。

3 補助金額

幼稚園に支払う給食費のうち副食費に相当する金額（上限額 4,500 円/月）

（裏面に続きます。）

4 提出書類

春日市副食費補足給付補助金交付申請書（様式第1号） ※全員共通

なお、次に当てはまる場合は、申請書に加え、別途書類が必要になります。

世帯の状況	必要書類
表面「1 補助対象児童」の（1）に該当し、令和3年1月2日以降に春日市へ転入した方が令和4年4月から8月分までを申請する場合	令和3年度市町村民税（非）課税証明書 ※父母その他18歳以上の同居の方全員の証明書が必要になります。
表面「1 補助対象児童」の（1）に該当し、令和4年1月2日以降に春日市へ転入した方が令和4年9月から令和5年3月分までを申請する場合	令和4年度市町村民税（非）課税証明書 ※父母その他18歳以上の同居の方全員の証明書が必要になります。 ※税の徴収方法によっては、令和4年6月中旬以降の取得になります。
ひとり親世帯の場合	母（父）子の戸籍謄本 ※児童扶養手当等の手続きで、市役所に既に提出済みの場合は不要です。
兄弟が特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設等を利用している場合	利用証明書

5 補助金交付の流れ

- （1）上記提出書類を、指定される日（幼稚園により設定される締切日）までに利用する幼稚園に提出してください。
- （2）幼稚園から市に提出された書類により審査し、補助対象児童に該当する場合には、申請書記載の振込口座に支払います。

なお、令和4年度の支払時期については、次のとおり予定しています。

対象期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払時期	8月末			9月末		12月末			2月末		4月末	

※ 年度最初の支払時期については、事務処理の手続き上、対象期間の翌々月末となりますが、以降は対象期間の翌月末の支払予定です。

6 注意事項

補助金の交付を受けるためには、対象期間の住民税（市区町村民税・都道府県民税）の申告をしている必要があります。

ただし、所得税の確定申告または年末調整が済んでいる場合で、住民税が確定しているときは、本補助金を受けるに当たって新たに住民税の申告を行う必要はありません。



【問合せ先】

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5
春日市こども未来課保育担当
TEL：092-584-1111（代表）